

その他の親族（義父母等） ※同居が条件

18歳以上60歳未満で次に当てはまらない方は、たとえ同居親族であっても被扶養者として認定されません。（次に当てはまる方でも、アルバイト等で就労し、年額130万円以上（月額108,334円以上）の恒常的収入がある人は被扶養者として認定できません。）

- ア 学生
- イ 身体障害者
- ウ 病気、けがなどにより就労能力を失っている人

参照：[文部科学省共済組合 | 被扶養者 \(monkakyosai.or.jp\)](http://monkakyosai.or.jp)

上記に該当しない方を扶養する場合には、扶養の必要性を確認させていただきます。

◎必須書類（認定中の被扶養者は全員提出）

1. 被扶養者申告書
2. 現況報告書
3. 令和3年度（令和2年分）所得証明書★（高校生以下は提出不要）
（注）課税・非課税証明書は「全項目証明」のもの。課税額のみは不可。
4. 扶養していないことの申立書 ※ダウンロード
他の扶養義務者（兄弟姉妹の場合、その実父母およびその他兄弟姉妹 / 孫の場合、その実父母）
1人つき1枚
5. 住民票（3カ月以内に発行・続柄が記載されているもの・マイナンバーの記載がないもの）
6. 学生（大学、大学院、各種専門学校、予備校、その他の学校）の場合
在学証明書（R3.4月以降の発行）（注4）

上記書類に下記該当添付書類を揃えて、ご提出ください。

*（写）となっているものは原本のコピー（写真不可）その他は原本

<今年度注意点>

- ・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者は、<2020年度からの主な変更点>「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した医療職の収入について」をご確認ください。
- ・「特別定額給付金」、個人事業者向け「持続化給付金」及び「家賃支援給付金」、勤務先から支給される「休業手当」等につきましては被扶養者等の恒常的な収入に含めません。他の収入と合算されている場合などは、金額が確認できる書類を提出してください。

状況	添付書類	注意事項
昨年・今年ともに収入なし	・ 必須書類のみ	
昨年は収入あり 現在は収入なし ※昨年は被扶養者ではなく、退職後に扶養認定された方	・ 雇用保険離職票（写） ※認定時に提出している場合は省略可 ・ 雇用保険に係る申立書 ※ダウンロード ・ 雇用保険受給申請中の方は雇用保険受給資格者証（写）をご提出ください。	現況報告書「特記事項」に退職日を記入してください。

<p>昨年は収入あり 現在は収入なし</p> <p>※昨年扶養範囲内の収入があったが、現在は収入がない方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用証明書（様式Ⅰ）※ダウンロード（注1） ・雇用保険離職票（写） ・雇用保険に係る申立書 ※ダウンロード ・雇用保険受給申請中の方は雇用保険受給資格者証（写）をご提出ください。 	<p>退職日までの雇用証明が必要です。</p> <p>雇用証明書に退職日の記載がある場合は離職票（写）省略可</p>
状況	添付書類	注意事項
<p>現在収入あり （R3.9月現在、恒常的な収入がある方）</p>	給与収入	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用証明書（様式Ⅰ）※ダウンロード（注1） <p>「給与明細（写）」は原則代用不可</p>
	年金収入	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の年金振込通知書（写）（注2） ※R3年1月以降の「年金改定通知書（写）」でも代用可 <p>年金の源泉徴収票は代用不可</p>
	事業所得・不動産所得等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年分確定申告書（写）及び 収支内訳書（写）※青色申告の場合は 青色申告決算書（写） <p>共済組合と所得税法上では認められる必要経費が異なります。</p>
	株式譲渡収入	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年分確定申告書（写）及び 収支内訳書（写）（注3）
冒頭イ・ウに該当する方	心身障害者等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳（写）または医者の診断書 <p>認定時に提出済の場合は省略可</p>

【注意点・補足】

★令和3年度（令和2年分）所得証明書について

- ・所得証明書等は2021（R3）年1月1日に住民票のあった市区町村窓口で取得して下さい。
- ・所得証明書等は「市民税・県民税課税証明書」や「所得・課税証明書」「課税・非課税証明書」など市区町村によって呼び方が異なります。（取得の際に共済組合における被扶養者要件確認のためとお伝え下さい。）
- ・非課税証明書は「課税されていない」旨の記載のみでは不可となりますのでご注意ください。
- ・証明書の取得に本人（18歳以上）以外が行く場合、委任状が必要です。
- ・2021（R3）年7月以降に認定され、申告時に「令和3年度非課税証明書」等を提出している場合は省略可。（「現況報告書・特記事項」欄にその旨を記載）

（注1） 「給与の源泉徴収票」「給与明細（写）」は代用不可

（注2） 複数の年金を受給している場合は全てについて提出が必要（個人年金含む）

（注3） 特定口座を保有し、確定申告が免除の場合は「令和2年分年間取引報告書」を提出

（注4） 2021（R3）年4月以降に扶養認定され、申告時に提出している場合は省略可

（※「現況報告書・特記事項」欄にその旨を記載）